

令和 3 年度 新旧対照表 差替ページ

各委員様よりいただいた提案及び指摘等に係る修正です。別添の新旧対照表について、差替えをお願いいたします。

なお、両面印刷のため、修正対象ではないページも含まれています。

(○ : 主な修正内容へ記載)

	該当箇所	項目	発議	提案又は指摘事項
1	P1	第 1 編 第 1 章	事務局	○字句修正 ・飯山市国土強靱化計画 ⇒ 飯山市国土強靱化 <u>地域</u> 計画
2	P57	第 2 編 第 1 章第 2 節 3 (5)	千曲川河川事務所	○千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインの運用を追加 ・関係機関や流域市町村で危機感を共有し、災害時はタイムラインを運用して、防災対応を実施する旨を追加。
3	P74	第 2 編 第 1 章第 8 節 1 (2) イ	事務局	○避難行動要支援者名簿の対象基準を変更 ・同居する世帯員が 65 歳以上のみの世帯とする基準に、同居する 18 歳未満のみが支援者となる場合は、名簿対象とできるよう文面を追加。
4	P75	第 2 編 第 1 章第 8 節 1 (2) イ	北信保健福祉事務所	○避難行動要支援者名簿の対象基準を変更 ・小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者の追加（避難に支援を要するものとして基準を追加）。
5	P111	第 2 編 第 1 章第 20 節 3	東日本電信電話(株) 長野支店	○協定に基づいた災害予防対策の協力について、文面を追加
6	P307	第 2 編 第 2 章第 2 節 系統図 (7)	北信建設事務所	○組織名称修正 ・北信建設事務所 ⇒ 北信建設事務所 <u>整備課</u>

7	P342	第 2 編 第 2 章第 8 節 2 (1)	千曲川河川事務所	○字句修正 ・ 河川の水位が警戒水位に達したとき。 ⇒ 河川の水位が <u>はん濫注意水位（警戒水位）</u> に達したとき。
8	P351	第 2 編 第 2 章第 12 節	教育部長	○修正部分の表示 …所在しているため <u>高齢者等避難、避難指示、警戒区域の…</u>
9	P383	第 2 編 第 2 章第 14 節	事務局	○県物資調整班の内容修正 ・ ①市の備蓄物資から調達 ① <u>県の備蓄</u> から調達 ②市の協定業者から調達 ⇒ ② <u>市町村の備蓄物資</u> から調達 ③県・他市町村に要請 ③ <u>県の協定業者から調達</u>
10	P403	第 2 編 第 2 章第 25 節 2	東日本電信電話(株) 長野支店	○時点修正 ・ i モード公式サイト提供終了による文言削除
11	P431	第 2 編 第 2 章第 35 節 1、2	教育部長	○避難確保計画の作成条件について、文面を追加 …あらかじめ定めた計画（ <u>要配慮者利用施設として地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する施設</u> にあっては避難確保計画）…

新	旧
—— 第 1 編 —— 総 則	—— 第 1 編 —— 総 則

新	旧
第 1 節 計画作成の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 2 計画の性格 この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。 4 飯山市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災計画の作成等 <u>飯山市国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。本市では、長野県国土強靱化計画に位置づけた国土強靱化の推進における7つの基本目標を踏まえ、</u> (1) 人命の保護 (2) 迅速な救助、救急活動等 (3) 行政機能、情報通信機能の確保 (4) ライフラインの確保、早期復旧 (5) 流通・経済活動の維持 (6) 二次的な被害の防止 (7) 元の生活へ <u>の7つを基本目標として定めている。本計画では、飯山市国土強靱化地域計画を踏まえ、これに基づく防災対策の推進を図るものとする。</u> 5 飯山市災害時受援計画を踏まえた防災計画の作成等 <u>この計画は、大規模災害時において国や他県等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れや受援業務の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した飯山市災害時受援計画とともに防災対応を実施するものとする。</u>	第 1 節 計画作成の趣旨 1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 2 計画の性格 この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 3 計画の修正 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

新	旧
第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) <u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）等により</u>具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>指示</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>指示</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動 (1) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</u> (2) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u>	第2節 災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) <u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に</u>具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して<u>勧告</u>したり、屋内での安全確保措置の区域を示して<u>勧告</u>したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。 3 災害未然防止活動

新	旧
(3) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備 オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） カ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備 (4) 委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。 (5) <u>災害の発生に備え、事前に千曲川・犀川（緊急対応）タイムラインによる防災行動を確認するものとする。また、実際に千曲川・犀川（緊急対応）タイムラインを運用する際には、流域で危機感を共有するとともに、関係機関と連携し、早期の防災対応を行うものとする。</u>	(1) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備 オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者） カ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備 (2) 委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

新	旧
第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人と^とする。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。<u>ただし、同居する18歳未満の世帯員のみが支援者となる場合は、この限りではない。</u> ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者	第8節 要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア 避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で以下の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。 ①要介護3以上の者 ②身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤特定医療費（指定難病）受給者

新	旧
<u>⑥小児慢性特定疾病医療費受給者</u> ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別） ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 名簿の更新に関する事項 市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。 ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。 ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。 カ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。 (3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用 に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 <u>なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</u> (4) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 (5) 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所に移送するため、	ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は、記録する。 また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別） ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ 名簿の更新に関する事項 市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。 オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、以下にあげる措置を講ずる。 ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。 ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。 カ 避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。 (3) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用 に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (4) 避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 (5) 避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所に移送するため、

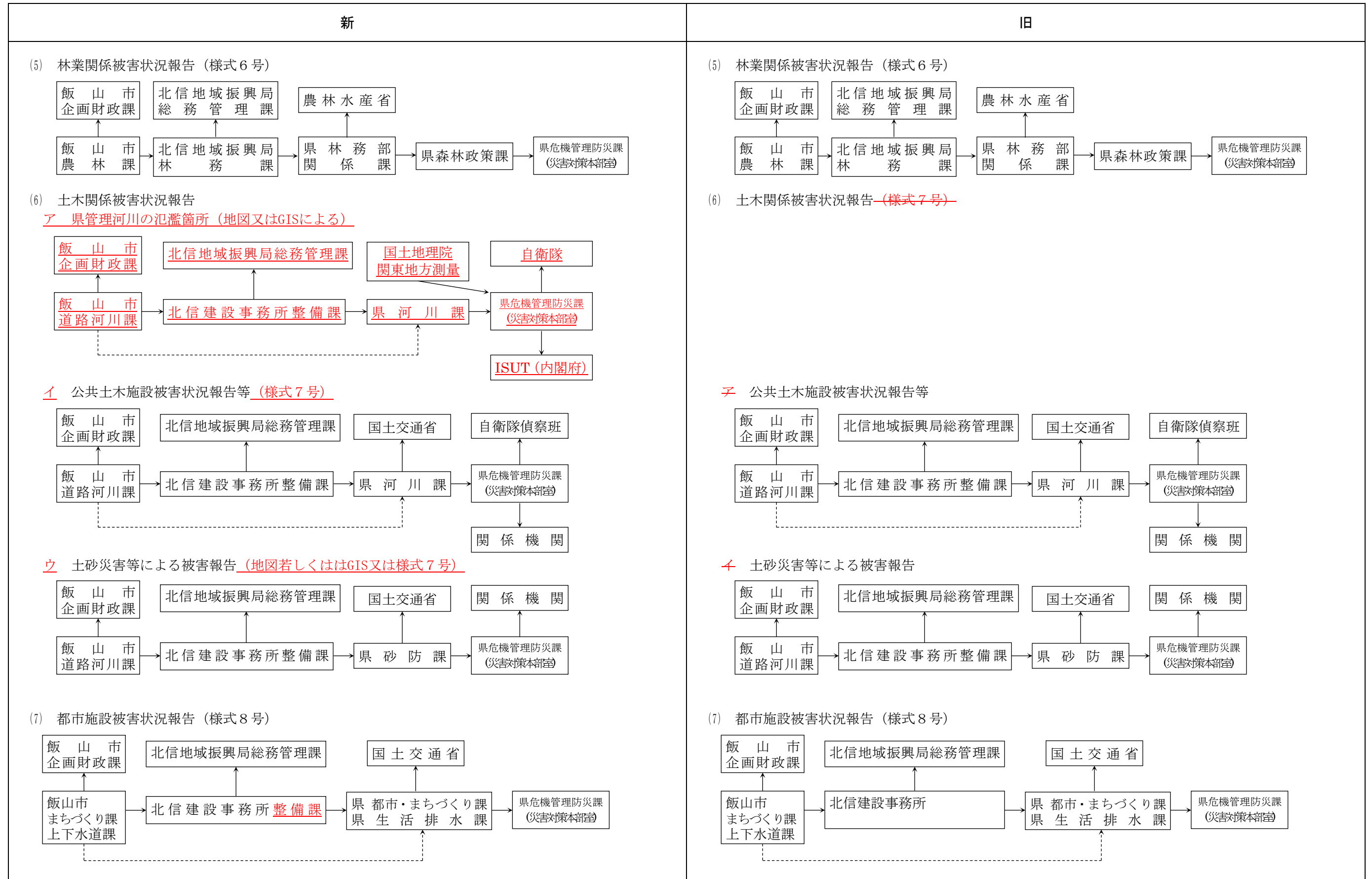
新	旧
第19節 下水道施設等災害予防計画 下水道（汚水、雨水）、農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。 1 下水道等の風水害に対する安全性の確保 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、下水道施設の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 浸水対策を進めるにあたり、対象となる下水道施設の耐水化計画を策定し、応急対策としての土のう等の整備を行うとともに、恒久対策による施設のハード整備を図るものとする。 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 (1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 (2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。 5 処理場施設の系統の多重化 万一、下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。	第19節 下水道施設等災害予防計画 下水道（汚水、雨水）、農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。 1 下水道等の風水害に対する安全性の確保 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、下水道施設の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 浸水対策を進めるにあたり、対象となる下水道施設の耐水化計画を策定し、応急対策としての土のう等の整備を行うとともに、恒久対策による施設のハード整備を図るものとする。 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 (1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 (2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。 5 処理場施設の系統の多重化 万一、下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。

新	旧
第20節 通信・放送施設災害予防計画 災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。 1 市防災行政無線施設等の整備充実 (1) 保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。 (2) 設備の更新及び機能の向上 ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。 <u>エ IP通信網やケーブルテレビ網の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。</u> (3) 無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。 2 県防災行政無線の活用 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。 (1) 回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。 (2) 一斉通報（音声又はFAX） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。 3 電気通信施設災害予防 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等との連携を図る。<u>また、「災害時における相互協力に関する協定書」に基づき、東日本電信電話(株)が行う災害予防対策に協力するものとする。(第7編資料4－39参照)</u> 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。	第20節 通信・放送施設災害予防計画 災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。 1 市防災行政無線施設の整備充実 (1) 保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。 (2) 設備の更新及び機能の向上 ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。 (3) 無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。 2 県防災行政無線の活用 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。 (1) 回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。 (2) 一斉通報（音声又はFAX） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。 3 電気通信施設災害予防 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等との連携を図る。 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

新	旧
4 道路埋設通信施設災害予防 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。	4 道路埋設通信施設災害予防 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

新	旧
第21節 鉄道施設災害予防計画 鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 市は、東日本旅客鉄道(株)が実施するこれらの対策に協力する。 1 現状及び課題 災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。 また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。 2 市が実施する計画 東日本旅客鉄道(株)との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。 3 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画 (1) 施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。 (2) 防災体制の確立 長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。 (3) 関係機関との連携 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。	第21節 鉄道施設災害予防計画 鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 市は、東日本旅客鉄道(株)が実施するこれらの対策に協力する。 1 現状及び課題 災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。 また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。 2 市が実施する計画 東日本旅客鉄道(株)との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。 3 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画 (1) 施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。 (2) 防災体制の確立 長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。 (3) 関係機関との連携 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

新	旧
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式2号）又は消防庁第4号様式（その2） （表21の3） <u>高齢者等避難、避難指示</u>等避難状況報告（様式2－1号）又は長野県防災情報システムにより報告 飯山市 <u>危機管理防災課</u> 北信地域振興局総務管理課 県危機管理防災課 (災害対策本部) 内閣府 消防庁 関係機関 自衛隊偵察班 ※行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>住民</u>登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。 (3) 社会福祉施設被害状況報告（様式3号） 飯山市 企画財政課 飯山市 保健福祉課 施設経営者 北信地域振興局総務管理課 北信保健福祉事務所福祉課 厚生労働省 県危機管理防災課 (災害対策本部) 県健康福祉部 県民文化部 関係課 <u>県健康福祉政策課</u> <u>県文化政策課</u> (4) 農業関係被害状況報告（様式5号） ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 飯山市 企画財政課 飯山市 農林課 北信地域振興局総務管理課 北信農業農村支援センター 農林水産省 県農業政策課 県危機管理防災課 (災害対策本部) イ 農地・農業用施設被害状況報告 飯山市 企画財政課 飯山市 農林課 北信地域振興局総務管理課 北信地域振興局農地整備課 農林水産省 県農地整備課 県農業政策課 県危機管理防災課 (災害対策本部)	(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式2号）又は消防庁第4号様式（その2） （表21の3） 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等避難状況報告（様式2－1号）又は長野県防災情報システムにより報告 飯山市 <u>企画財政課</u> 北信地域振興局総務管理課 県危機管理防災課 (災害対策本部) 内閣府 消防庁 関係機関 自衛隊偵察班 ※行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など<u>外国人</u>登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。 (3) 社会福祉施設被害状況報告（様式3号） 飯山市 企画財政課 飯山市 保健福祉課 施設経営者 北信地域振興局総務管理課 北信保健福祉事務所福祉課 厚生労働省 県危機管理防災課 (災害対策本部) 県健康福祉部 県民文化部 関係課 県社会部 関係課 (4) 農業関係被害状況報告（様式5号） ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 飯山市 企画財政課 飯山市 農林課 北信地域振興局総務管理課 北信農業農村支援センター 農林水産省 県農業政策課 県危機管理防災課 (災害対策本部) イ 農地・農業用施設被害状況報告 飯山市 企画財政課 飯山市 農林課 北信地域振興局総務管理課 北信地域振興局農地整備課 農林水産省 県農地整備課 県農業政策課 県危機管理防災課 (災害対策本部)



新	旧
第8節 消防・水防活動 大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。 また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。 1 消防活動 (1) 消火活動関係 ア 出火防止及び初期消火 市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。 <u>市民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる下記器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。</u> <u>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。</u> <u>なお、市民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。</u> イ 情報収集 火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。 ウ 応援要請等 (ア) 市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。（第7編資料4－1参照） (イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 (ウ) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。 (2) 救助・救急活動関係 大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。 <u>また、市民等は、住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに共助、消防機関等に協力するものとする。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現地到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。</u>	第8節 消防・水防活動 大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。 また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。 1 消防活動 (1) 消火活動関係 ア 出火防止及び初期消火 市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。 イ 情報収集 火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。 ウ 応援要請等 (ア) 市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。（第7編資料4－1参照） (イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 (ウ) 市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。 (2) 救助・救急活動関係 大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。 なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

新

旧

2 水防活動

(1) 水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年 5 月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第 1 信号	河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第 2 信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第 3 信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第 4 信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止○休止○休止	5 秒 15秒 5 秒 15秒 5 秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	10秒 5 秒 10秒 5 秒 10秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱 打	1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○

・信号は適宜の時間継続する。

・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。

・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、川の防災情報（国土交通省）、長野県河川砂防情報ステーション（長野県）、（財）河川情報センターの端末機などにより雨量情報、水位情報等を随時観測する。

（市内に設置されている雨量観測所は、第 7 編資料 7－5 のとおりである。）

(3) 巡視警戒と異常状況の通報

2 水防活動

(1) 水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年 5 月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第 1 信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第 2 信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。
第 3 信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第 4 信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止○休止○休止	5 秒 15秒 5 秒 15秒 5 秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○－○－○	10秒 5 秒 10秒 5 秒 10秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱 打	1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○

・信号は適宜の時間継続する。

・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。

・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、（財）河川情報センターの端末機により雨量情報、水位情報等を随時観測する。

（市内に設置されている雨量観測所は、第 7 編資料 7－5 のとおりである。）

(3) 巡視警戒と異常状況の通報

新

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在しているため高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。

高齢者等避難を伝達する者、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している又は発生しているおそれのある状況です。 命を守るための最善の行動をとみましょう。	緊急安全確保※1	警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 〔市町村が発令〕	警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ <u>高齢の方、障害のある方、乳幼児等</u> ）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 〔市町村が発令〕	警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	

※ 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

1) 実施機関

ア 高齢者等避難の伝達、避難指示、緊急安全確保の実施機関は次表のとおりである。

旧

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在しているため~~避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告~~、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

1 ~~避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報~~

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）~~を行う。

~~避難準備・高齢者等避難開始~~を伝達する者、~~避難勧告、避難指示（緊急）~~を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）~~を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難~~勧告~~等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

図修正

＜避難情報等＞			＜防災気象情報＞
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとみましょう。	災害発生情報※2	警戒レベル 5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急）※3	警戒レベル 4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ <u>高齢の方、障害のある方、乳幼児等</u> ）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕	警戒レベル 3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	

※ 1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

1) 実施機関

ア ~~避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報~~の実施機関は次表のとおりである。

新				
	実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
	高 齢 者 等 避 難	市 長		災 害 全 般
	避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
		水 防 管 理 者	水防法第29条	洪 水
		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
		警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
		自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
	指定避難所の開設、受入れ	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示の意味

ア 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 高齢者等避難、避難指示の発令及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

ア) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。

旧				
	実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
	避難準備・高齢者等避難開始	市 長		災 害 全 般
	避難の勧告	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	避難の指示（緊急）	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
		水 防 管 理 者	水防法第29条	洪 水
		知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
		警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
		自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
	指定避難所の開設、受入れ	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(2) ~~避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）~~の意味

ア 「~~避難準備・高齢者等避難開始~~」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

~~イ 「避難勧告」~~

~~その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。~~

~~ウ 「避難指示（緊急）」~~

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、~~「勧告」よりも拘束力が強く~~、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) ~~避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）~~の発令及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

ア) ~~避難勧告、避難指示（緊急）~~

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に~~避難勧告、避難指示（緊急）~~を行う。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。

新	旧
施場所等に配分する。 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ 炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 食料の調達供給体制 0日 (0H) 0.5日 (12H) 1~2日 (24~48H) 2~3日 (48~72H) ウ 炊き出しの留意事項 (7) 炊き出しには飲料適水を使用する。 (4) 必要な器具、容器を十分確保する。	施場所等に配分する。 (4) 炊き出しの実施 ア 炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ 炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 食料の調達供給体制 ----- は、農林水産省等に対する緊急要請 ウ 炊き出しの留意事項 (7) 炊き出しには飲料適水を使用する。 (4) 必要な器具、容器を十分確保する。

新	旧
(ウ) 炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。 (エ) ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 (オ) 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。 (カ) 炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。	(ウ) 炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。 (エ) ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 (オ) 原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。 (カ) 炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。

新	旧
第25節 通信・放送施設応急活動 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。 1 防災行政無線等通信施設の応急活動 (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。 2 電気通信施設の応急活動 市は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)と連携し、各社が実施する電気通信施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板・web171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。	第25節 通信・放送施設応急活動 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。 1 防災行政無線等通信施設の応急活動 (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。 2 電気通信施設の応急活動 市は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)とと連携し、各社が実施する電気通信施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板・web171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

新	旧
第26節 鉄道施設応急活動 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。 1 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動 鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。 (1) 旅客公衆等の避難 災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。 (2) 水防、消防及び救助に関する措置 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。 (3) 建設機材の現況の把握及び運用 当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。 (4) 駅構内等の秩序の維持 災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。 (5) 災害復旧 ア 災害復旧の実施の方針 災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。 イ 災害復旧計画及び実施 災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。	第26節 鉄道施設応急活動 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。 1 東日本旅客鉄道(株)の応急復旧活動 鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。 (1) 旅客公衆等の避難 災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。 (2) 水防、消防及び救助に関する措置 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。 (3) 建設機材の現況の把握及び運用 当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。 (4) 駅構内等の秩序の維持 災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。 (5) 災害復旧 ア 災害復旧の実施の方針 災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。 イ 災害復旧計画及び実施 災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

新	旧
2 林産物災害応急対策 倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。 市は、被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。	2 林産物災害応急対策 倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。 市は、被害状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

新	旧
第35節 文教活動 小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 1 児童生徒等に対する避難誘導 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（<u>要配慮者利用施設として地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する施設にあっては避難確保計画</u>）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。 (1) 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒及び保護者に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。 (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置 ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。 (3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。 2 保育児童に対する避難誘導等 園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（<u>要配慮者利用施設として地域防災計画に定められた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に立地する施設にあっては避難確保計画</u>）及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。 (1) 児童が登園する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市教委にその旨連絡する。 (2) 児童が在園中の場合の措置 ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。	第35節 文教活動 小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 1 児童生徒等に対する避難誘導 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。 (1) 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒及び保護者に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。 (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置 ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 イ 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。 (3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。 2 保育児童に対する避難誘導等 園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。 (1) 児童が登園する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市教委にその旨連絡する。 (2) 児童が在園中の場合の措置 ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。